

津 市 公 報		第 4 0 号 平成 1 9 年 8 月 2 0 日 月 曜 日
目 次		
告 示		
国民健康保険被保険者証の無効		
撤去自転車の保管		
公示送達		
津市下水道排水設備指定工事店の指定		
公示送達		
公示送達		
保管した屋外広告物		
公示送達		
公示送達		
公 告		
公開による意見の聴取		
道路位置の指定		
津市職員採用試験の実施		
犬の抑留		
犬の抑留		
犬の抑留		
津市農用地利用集積計画		
市営住宅補充入居者の募集		
市営若者住宅補充入居者の募集		
市営住宅併設店舗補充入居者の募集		
一般競争入札の執行		
選挙管理委員会告示		
美里中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数		
美里中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任		
美里中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任		
美里中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示		
水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市告示第 2 2 9 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 8 月 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 1 9 6 7 8 7	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 7 月 1 7 日
0 4 0 8 1 0 3	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 7 月 2 6 日

津市告示第 2 3 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）第 1 4 条の規定により撤去した自転車等について、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により保管し、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 8 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤 去 場 所 高茶屋駅南公共自転車等駐車場
- 2 撤 去 台 数 1 1 台
- 3 撤去した年月日 平成 1 9 年 7 月 2 6 日
- 4 保 管 場 所 垂水自転車保管庫
- 5 保 管 期 間 撤去日より 6 月間
- 6 連 絡 先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2
- 7 告 示 掲 示 期 間 平成 1 9 年 7 月 2 6 日から平成 1 9 年 8 月 8 日まで

津市告示第 2 3 1 号

下記の者に対する交付要求告知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 1 9 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備 考
大阪市西区南堀江三丁目 7 番 19 号	株式会社サンケン	

注意 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

津市告示第 2 3 2 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社ｽｽﾞｶﾘﾌ ホームセンター	津市河芸町西千里 1 6 5 7 番地 2	平成 1 9 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
れんげメンテナンス 株式会社	伊勢市神社港 4 1 8 番地 9	平成 1 9 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
大海水道	松阪市大津町 2 6 2 番地 1 4	平成 1 9 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第233号

下記の者の平成18年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成19年8月14日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第 2 3 4 号

下記の者の平成 1 9 年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 1 9 年 8 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

[illegible]

[illegible]

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

[illegible]

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

[illegible]

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備 考

津市告示第 2 3 5 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 1 4 枚
立看板等 2 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
大谷町ほか（近鉄・J R 津駅周辺ほか幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成 1 9 年 7 月 2 3 日から 3 1 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 2 3 6 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書、充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 3 7 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書、充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 1 1 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 1 項のただし書の規定による許可に関し、同条第 1 3 項の規定に基づく公開による意見の聴取を行うので、同条第 1 4 項の規定により次のとおり公告します。

平成 1 9 年 8 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 許可に係る建築物の建築（増築）の計画

(1) 建築主 津市渋見町 6 9 3 番地 1

三重テレビ放送株式会社 代表取締役社長 城田隆

(2) 建築場所 津市渋見町字小谷 6 9 3 - 1、6 9 3 - 3、6 9 3 - 8、6 9 4 - 1、7 0 1 - 2 及び観音寺町字焼尾 7 9 0 - 3、7 9 0 - 4、7 9 0 - 5、7 9 0 - 6、7 9 0 - 7、7 9 0 - 1 9、7 9 0 - 2 0

(3) 建築物の概要

ア 用 途 自動車車庫

イ 構 造 鉄骨造平屋建て

ウ 延べ面積 7 4 . 7 5 m²

2 意見の聴取の事項

第 1 種低層住居専用地域内における建築物の建築（増築）許可について利害関係を有する者からの意見の聴取

3 意見の聴取の日時

平成 1 9 年 8 月 1 7 日 午後 2 時 3 0 分から

4 意見の聴取の場所

津市羽所町 7 0 0

アスト津 5 階 研修室 B

津市公告第 1 1 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 1 9 年 8 月 6 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 6 . 0 メートルから 1 5 . 0 メートル
- 2 延長 4 9 . 5 メートル
- 3 地名地番 津市安濃町清水字長田 2 5 8 - 4

津市公告第 1 1 2 号

平成 1 9 年度津市職員採用試験（平成 2 0 年度採用予定）を次のとおり実施する。

平成 1 9 年 8 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職 種 等	採定 用人 予員	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	数 人	(1) 学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 2 0 年 3 月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院（修士課程）修了 昭和 5 1 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和 5 3 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和 5 5 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和 5 7 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 中学校卒 昭和 5 7 年 4 月 2 日以降平成 2 年 4 月 1 日までに出生の人
事 務 職 （ 身 体 障 害 者 対 象 ）	一 人	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人 (3) 活字印刷文による出題に対応できる人	
保 育 士	十 五 人 程 度	保育士（保母）資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成 2 0 年 3 月までに有する見込みの人	○ 昭和 5 3 年 4 月 2 日以降出生の人
看 護 師	若 干 人	看護師（看護婦・看護師）若しくは准看護師（准看護婦・准看護師）の免許証を有する人又は平成 2 0 年 4 月までに有する見込みの人	○ 昭和 5 3 年 4 月 2 日以降平成 2 年 4 月 1 日までに出生の人
保 健 師	数 人	保健師（保健婦・保健士）免許証を有する人又は平成 2 0 年 4 月までに有する見込みの人	○ 昭和 5 3 年 4 月 2 日以降出生の人
◎上記すべての職種に共通して、地方公務員法第 1 6 条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で、通勤可能な人			

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
事 務 職 (身体障害者対象)	
保 育 士	児童福祉施設における児童の保育業務又は状況等により幼稚園等における幼児教育業務等
看 護 師	保健センター、児童福祉施設等における診療の補助、療養上の世話等の業務
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月13日（月）から8月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます（その場合、必ず両面印刷して提出してください。）。

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒----- 1 通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）

※ この返信用封筒により第1次試験に係る可否の通知（郵送による場合は、受験票及び第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

ウ 事務職（身体障害者対象）を受験する人は、身体障害者手帳（受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ）の写し----- 1 通

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月24日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先

津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課（津市役所4階）8月13日～8月17日
（津市役所3階）8月20日～8月24日

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月24日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書管理担当（津市役所7階）に到着した分のみ受付の手続

を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市市長公室人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・職場対人適応性検査・作文試験
事 務 職 (身体障害者対象)	教養試験・職場対人適応性検査・作文試験
保 育 士	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
看 護 師	教養試験・職場対人適応性検査・適性検査
保 健 師	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		職種に応じて必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
職場対人適応性検査		職場における対人関係の適応性についての択一式による筆記検査
作文試験		課題に対する考え方、表現力・構成力等についての作文試験
専門試験	保育士	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理、保育内容及び保健衛生に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	保健師	地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む。）及び保健福祉行政論に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
適性検査	看護師	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から見るための択一式による筆記検査

(3) 試験日

平成19年9月16日（日）

(4) 試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）

(5) 結果発表

10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）・・・全職種

集団討議・・・事務職及び事務職（身体障害者対象）

(2) 試験日

平成19年11月上旬

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第2次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

1 1月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、可否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成20年4月1日に採用する予定です。ただし、看護師及び保健師については、平成20年5月1日までに採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 採用後の給与

(1) 初任給

職	種 等	初 任 給
事務職及び事務職（身体障害者対象）	大学院（修士課程）修了	183,800円
事務職、事務職（身体障害者対象）、保育士及び看護師	大学卒	170,200円
	【看護師の場合】 短期大学（3年）・専修学校（専門課程）（3年）卒	159,700円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	153,800円
	高等学校卒等	142,800円
保健師		170,200円

(注) 新卒者等に係る平成19年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

9 その他

この試験の詳細については、津市市長公室人事課(津市役所4階)までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

※ 「公権力の行使」に係る職務等の詳細については、「津市における「公権力の行使」に係る職務及び「公の意思の形成への参画」にたずさわる職に関する一覧表」（津市市長公室人事課（津市役所4階）において備置き。）を御覧ください。

津市公告第 1 1 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 8 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 8 月 6 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 8 月 1 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 港町	雑種	白茶	オス	中	不明	灰色の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 8 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 9 年 8 月 7 日
2 抑留期間 平成 1 9 年 8 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白黒	メス	中	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 8 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 8 月 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 8 月 1 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町楠原	雑種	黒白	メス	中	不明	黒い首輪 黒いリード
2	津市 一志町高野	柴系	茶	不明	中	不明	負傷犬

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 1 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 1 9 年 8 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 1 1 7 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 60 歳以上の者（平成 1 8 年 4 月 1 日前に 5 0 歳以上の者）

イ 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 1 3 年法律第 6 3 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する者

- (イ) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して

5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

<収入の算出方法>

申込者及び同居者(予定者を含む。)の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で

除した額を収入という。

ア 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 3 8 万円

イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0 万円

ウ 特定扶養親族 1 人につき 2 0 万円

エ 申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人につき 2 7 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 4 0 万円）

オ 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫 1 人につき 2 7 万円（所得金額が 2 7 万円未満である場合には、当該所得金額）

（3）現に住宅に困窮していることが明らかな者

（4）津市内に住所又は勤務場所を有する者

（5）市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

（1）受付期間、受付時間

平成 1 9 年 9 月 4 日（火）から同月 7 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

（2）申込方法

入居申込は、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6 階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成 1 9 年 8 月 1 7 日（金）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去 3 か月間（平成 1 9 年 5 月から平成 1 9 年 7 月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込ができる。

- (1) 条例第5条各号に該当する世帯
- (2) 母子世帯（20歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）
- (3) 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）
- (4) 老人世帯（60歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）
- (5) 多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）
- (6) 心身障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成19年9月28日（金）を予定

5 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- (1) 白塚団地 3戸（1）
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,000円 ～ 39,600円
- (2) 大井アパート 1戸 単身世帯可
津市中河原134番 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,300円 ～ 24,800円
- (3) 高洲町アパート 1戸 単身世帯可
津市高洲町20番8号 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 10,600円 ～ 23,400円
- (4) ぜにやま団地 3戸（1）
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
プレキャストコンクリート4階建 3DK
家賃 8,400円 ～ 15,100円
- (5) 藤方団地 2戸（1）
津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,600円 ～ 28,600円

- (6) 城山アパート 1戸 単身世帯可
 津市城山二丁目19番13号 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 7,100円 ～ 11,900円
- (7) 桃里団地C 1戸 単身世帯可
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート2階建 2DK
 家賃 14,500円 ～ 32,000円
- (8) 桃里団地D 1戸
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート6階建 2LDK
 家賃 21,400円 ～ 46,900円
- (9) 美里第1住宅 1戸
 津市美里町北長野752番地1 簡易耐火構造3階建 3DK
 家賃 14,300円 ～ 31,500円
- (10) 美里第2住宅 1戸 単身世帯可
 津市美里町北長野522番地1 簡易耐火構造2階建 3K
 家賃 8,000円 ～ 17,700円
- (11) 藤水団地 1戸 車いす対応
 津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 21,700円 ～ 45,300円

()内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成19年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃となります。

また、平成20年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成19年11月上旬(予定)

津市公告第 1 1 8 号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例 2 1 6 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 入居時において、夫婦の年齢が 4 0 歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者

当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者

- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

- (3) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

- (1) 受付期間、受付時間

平成 1 9 年 9 月 4 日（火）から同月 7 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

- (2) 申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6 階）又は各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成 1 9 年 8 月 1 7 日（金）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成１９年９月２７日（木）を予定

４ 募集住宅及び戸数

（１）コミュニティ瑞穂 ２戸 津市美杉町太郎生１９３９番地

木造かわらぶき２階建 ３ＬＤＫ 家賃 ３２,０００円

５ 入居の時期

平成１９年１１月上旬（予定）

津市公告第 1 1 9 号

津市営住宅併設店舗の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- （１）改良住宅の入居者に必要な営業を営む者であって、当該営業により独立の生計を営むものであること。
- （２）店舗の家賃が納付できると認められる者であること。
- （３）本市の区域内に住所を有する者であること。
- （４）市町村税を滞納していない者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

（１）受付期間、受付時間

平成 1 9 年 9 月 4 日（火）から同月 7 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

（２）申込方法

入居申込みは、津市店舗入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6 階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、津市店舗入居申込書は、平成 1 9 年 8 月 1 7 日（金）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 住民基本台帳閲覧申請書

イ 所得・課税証明書 平成 1 9 年度分（平成 1 8 年度中所得）の事業主世帯の全員分

ウ 市町村長の発行する営業証明書

エ 納税証明書

オ 申込をする業種について、経営上の免許や資格等を必要とする場合はそれらを証明する書類

カ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選は、平成19年9月28日（金）を予定

4 募集住宅及び戸数

(1) 西城山四号館店舗 1戸

津市城山三丁目10-4-104 面積 43.53㎡

家賃 14,400円

家賃は、平成19年度の月額家賃です。

また、平成20年度以降も、条例で定められた家賃となります。

5 入居の時期

平成19年11月上旬（予定）

津市公告第 1 2 0 号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平 1 9 年 8 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産売払
- (2) 物件の概要

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	用途地域
1	津市戸木町 4250 番地	山林	1070.00 m ²	市街化調整区域
2	津市戸木町 4251 番地	山林	386.00 m ²	市街化調整区域
3	津市戸木町 4256 番地 1	山林	3380.00 m ²	市街化調整区域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者
とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 購入後において、適切に維持管理ができない者
- (4) 当該物件は、近接する住宅団地と工業団地の緩衝帯の機能があるため、
利用にあたり現状の機能を保持或いは機能復旧をすることができない者

3 入札参加申込み

- (1) 入札参加申込書等の配布期間及び場所
 - ア 配布期間 平成 1 9 年 8 月 2 0 日(月)から 8 月 2 4 日(金)まで
 - イ 配布場所 津市久居総合支所 2 階 建設課
- (2) 申込受付期間及び場所
 - ア 受付期間 平成 1 9 年 8 月 2 0 日(月)から同月 2 4 日(金)まで
 - イ 受付場所 津市久居総合支所 2 階 建設課
- (3) 申込方法
 - ア 入札参加希望者は、申込受付期間内に入札参加申込書その他必要書類
を受付場所へ提出し、申込手続を済ませてください。

イ 1 物件に対し 2 者以上の共有による申込みも可能です。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

ウ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

エ 身分証明書（破産に関する証明書）（個人のみ）

※ 身分証明書は、本籍地の市町村で交付してもらってください。

オ 入札保証金保管証書

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）（代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ）

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オについては、物件ごとに原本を 1 部提出、イ、ウ、エ、カについては、原本 1 部と写し（申込物件数分）を提出してください。いずれも発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

※ 入札保証金保管証書以外の書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申し込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者及び共有者の名義で行います。

ウ 共有で申込みをされる場合、共有者の方全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

エ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

オ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

カ 申込手続が完了したときは、一般競争入札参加受付済書をお渡ししますので、これを入札日に必ず持参してください。

4 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件番号	予定価格（最低入札価格）	入札保証金の額
1	1, 5 4 4, 0 0 0 円	4 6, 3 2 0 円
2	5 7 2, 0 0 0 円	1 7, 1 6 0 円
3	5, 2 9 7, 0 0 0 円	1 5 8, 9 1 0 円

- (1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を申込受付期間内に現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で、物件ごとに本庁舎1階の収入役室で納付してください。
- (2) 入札保証金は、入札の終了後、直ちに入札保証金保管証書と引換えに返還します。
ただし、落札者については、土地の売買契約を締結する際に返還します。
- (3) 入札保証金には、利息を付しません。
- (4) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することになります。

5 入札及び開札

(1) 日時及び時間

入 札 日	物件番号	入 札 執 行 時 間
平成19年8月28日（火）	1	午前9時30分から午前9時50分まで
	2	午前10時から午前10時20分まで
	3	午前10時30分から午前10時50分まで

- (2) 入札場所 津市久居総合支所南庁舎3階301会議室
- (3) 入札参加受付
入札開始時刻5分前から入札参加受付を行います。参加申込時にお渡しした一般競争入札参加受付済書を提示し、受付を済ませてください。
- (4) 入札書の提出
ア 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。
イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には、代理人名を記入し押印してください。
- (5) 開札

ア 入札後直ちに入札者の面前で開札します。

イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

ア 入札参加者の資格を有しない者がした入札

イ 記入事項について、必要な文字を欠く、又は判読できない入札

ウ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 1つの入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

カ 代理人による入札において、委任状の提出がない入札

キ 申込者又はその代理人が他の入札代理人となり行った入札

ク 入札に際して連合等による不正行為があった入札

ケ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

コ その他津市契約規則(平成18年津市規則第40号)及び津市会計規則(平成18年津市規則第42号)に違反した入札

(7) 入札の中止

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合は、入札を中止します。

6 落札者の決定

(1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となる同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。

(4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

7 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

(1) 用途制限

ア 契約締結の日から５年間は、都市計画法及び国土利用計画法に規定する開発行為の要に供する場合は、当該物件の現状を著しく変更する計画での利用は出来ません。

現状は、住宅地と工業団地との緩衝帯としての役割がありますので、その機能を有する開発行為の利用形態を計画すること。

イ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができます。この場合、利息を付さずに契約金額で買戻すものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

(2) 契約の解除

ア 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただきます。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は違約金として、売買代金の２０パーセントに相当する額を支払っていただきます。

８ 契約の締結

(1) 落札者は、平成１９年９月３日（月）までに買受人として土地売買契約の締結を行っていただきます。

(2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。

その場合、お預かりした入札保証金はお返しできません。

９ 売買代金等の支払方法

(1) 売買代金は、次のいずれかの方法により支払っていただきます。

ア 売買契約締結と同時に、市が発行する納入通知書により売買代金を全額支払っていただく方法（この場合、契約保証金は不要となります。）

イ 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の１００分の１０以上の額を現金又は地方自治法施行令第１５６条第１項第１号に掲げる小切手で納付していただき、売買金額を契約締結の日から２０日以内に市

が発行する納入通知書により支払っていただく方法（この場合、契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には市に帰属することになります。）

- (2) 契約保証金には、利息は付しません。

10 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- (2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、かしが発見された場合、市は一切の責任を負いません。
- (3) 所有権の移転登記は、市が行います。

11 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用
- (5) 物件引渡以後に必要な費用

12 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、本説明書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□問い合わせ先

津市 久居総合支所建設課 建設維持担当

電話番号 059-255-3110（内線1220）

津市選挙管理委員会告示第104号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、美里中南部土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成19年8月12日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 選挙期日 | 平成19年8月19日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時30分から午後5時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 32人 |

津市選挙管理委員会告示第105号

平成19年8月19日執行の中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年8月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

福西公一

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

福山靖

津市選挙管理委員会告示第106号

平成19年8月19日執行の美里中南部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年8月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

選挙立会人

増岡治郎
石井脩夫

津市選挙管理委員会告示第 1 0 7 号

平成 1 9 年 8 月 1 9 日執行の美里中南部土地改良区総代会総代選挙における
選挙長の行う告示は、津市役所美里総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成 1 9 年 8 月 1 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

津市水道局告示第 1 4 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 1 9 年 8 月 1 0 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指定年月日
D H プランナー	津市久居元町 2 1 7 1 番地 1	平成 1 9 年 7 月 3 0 日